

我が高校世界史教科書における歴史認識の問題

松川克彦

要 旨

「教科書に記載されている」という表現は、「正しさ」あるいは「信頼」の同義語として受け取られてきた。「教科書」とは、そのように高い権威をもち、敬意をうけるに値する存在である。それだけにその中で使用される概念は一字一句にいたるまで注意を要する。本論で述べようとする高校世界史教科書の歴史認識の問題は、それが高校生の世界観の基礎を形成するという点において特に重要であると考えられる。

以下論じるのは、山川出版『詳説世界史』、イギリスの高校生用の現代史補助教材、ソ連の高校生用歴史教科書、三点を比較してそのなかの特に 20 世紀の両大戦間期に関する記述に見られるいくつかの問題点についてである。

戦間期の出発点として最初に取り上げるのは「ロシア革命」の評価である。日本の歴史教科書は、1917 年露暦 10 月の政変を、住民多数の支持を得た「革命」として高く評価する。この政変を一種の社会正義の実現とみて、国内的な矛盾、国家間の不正にたいする解決方法と受け取っている。

それは、帝国主義的戦争に反対し、秘密外交の廃止を提案し、従来の「資本主義社会とは別の方向を示すだけでなく、資本主義の行き過ぎや欠陥を修正するうえでも重要な役割をはたした」とする。勿論このような側面を有していたではあろうが、この事件は 20 世紀の独裁国の先駆として弾圧と強制をその本質的な特徴としてもいた。例えばロシアからの分離独立運動、自営農民の権利、市民的な自由要求等々にたいして厳しい抑圧がなされたことは改めて言うまでもない。

ロシア、ポリシェビキ「革命」とは何であったのか。間もなく 100 年という時間が過ぎようとしているにもかかわらず、いまだに冷静な解釈を見ることができない状況にある。これを見直すことなしには、「東欧」という地域の位置付、ヒトラー政権成立に際する共産党及びコミンテルンとの関係、第二次大戦勃発とソ連の関連など、戦間期全般に亘る客観的な理解はできないであろう。

戦間期の終焉は、ドイツとソ連が連携してポーランドを攻撃することによって勃発した 20 世紀二回目の大戦である。この戦争勃発に際する、ポーランドの同盟国であったイギリスとフランスの行動はどのようなものだったのか。日本の教科書は、イギリスはそれまでとってきた対ドイツ宥和政策を放棄して、ドイツにたいして宣戦布告したと記述している。しかしながらこれはイギリス側が従来公に主張してきたところを無批判に採用したにすぎない。実際には、宥和政策は中止されてはいないし、ポーランドが敗れるまでいかなる支援もなされていない。宣戦布告と実際の戦争とは異なる。

我が国の世界史教科書は戦間期の出発点においてロシア側の主張を取り入れたように、その終りでは

イギリスの主張を無批判に繰り返す。青史とは勝者によって書かれたものという言葉があるが、わずか20年の戦間期の記述において、その始まりから終りにいたるまで、今は崩壊した旧連合国ソ連とイギリスの主張がヤルタ体制健在時そのままに通用し、それをいまだにわが国の高校生が学習するという不思議な現象がみられる。

キーワード：高校世界史教科書、歴史認識、戦間期、ポリシェビキ革命、ヤルタ体制

1. はじめに

世界史の教科書のみならず一般的に教科書は、それが文部科学省の検定を経た公式の見解であるが故に権威があり、内容は信頼されるべく、解釈は正統であると受け取られている。教科書に描かれているものの他に歴史はなく、それ以外に起こりうる現象はないとさえ考えられていることがあるほど絶大な影響力を持つ。それだけに、教科書の中にかなる形で記録として残すべきかという選択の基準は重大な問題である。

歴史の勉強のように、世界と日本の関わり合い、人類の歴史において日本が如何なる立場を占めてきたか、如何なる立場をとるべきか、自己と他者の関係、自己とは何か他とは何か、この両者の間にはいかなる関係が存在するか、人間の生き方そのものを勉強するような科目については、教科書で使用される一字一句が高校生の意識の基礎に影響を与え、彼らの世界観を作り上げ、将来を担う日本人の哲学の形成へとつながっていく。

歴史の教科書の有するかかる重要性は、その解釈をして国家の独占的事業に属させ、例えその解釈が隣国との間で矛盾してそのために摩擦を引き起こすことがあろうとも、頑なにその立場を主張し続けようとする。こうした例は日本史の教科書について我々のつとに知るところである。

ひるがえって世界史教科書に関してはどうか。その解釈につき疑義を指摘されることはあっても、それが国家間の対立を惹き起すような重大な問題とは捉えられていないために、ほとんど変わることのない認識が通用してきた。記述上のあるいは解釈上の問題点は、近代から現代へと時代が新しくなるにつれて表面化してくるよう思える。現代については検証可能な資料が豊富であり、すべてを相対化する時間の流れが未だに充分でないという理由による。

以下に検討したいと考えるのは、筆者の研究領域である戦間期つまり、第一次大戦終了から第二次大戦勃発に至るほぼ20年間の歴史叙述の問題についてである。20世紀はその前半部において二度、世界的な規模の戦争を経験した。第一次大戦が1918年に終了し第二次大戦が勃発するまで、この間わずか21年。戦間期という時期はなぜこれほど短期間で終わってしまったのだろうか。そもそも何故21年であって、例えば22年ではなかったのか。大戦勃発の原因はどこにあるのだろうか。また我が国は、この問題にたいして如何なる役割を演じたのだろうか。戦間期という特殊な時期を理解し

ようにする場合、興味をひかれるのは恐らくはこうした諸問題であろう。

これらの疑問にたいして教科書はどのように答えるか。検討の対象としたのは全国の高校の約50%が使用している『詳説世界史』（山川出版）、およびイギリスの現代史補助教材、さらにソビエト時代ロシアの高校で使用されていた世界史教科書の邦語訳、三種類である¹⁾。

2. 革命とロシア

『詳説世界史』第三部第15章「二つの世界大戦」、その第1節は第一次世界大戦とロシア革命の描写から始まる。第一次大戦終戦前年の1917年にロシアでおこった政変、特に露暦10月ボリシェビキの「革命」をどのように捉えるかについては、戦間期全般にかかわる問題なのでまずこれを最初に取り上げたいと考える。

『詳説世界史』の説明は次のように簡潔なものである。ロシアでは1917年「9月にはボリシェビキの勢力は全国に拡大し、レーニン・トロツキーらは11月7日武装蜂起を指揮して政府を倒し、権力を握った」、と²⁾。

文章そのものは短い但其の考え方は、「革命」とはそれを起こそうとする側の勢力が「拡大」し反対勢力を圧倒するような力を示すことによって起こる、とする理解を基礎にしている。社会の多数が変革を望み、もはやそれを抑えることができなくなった時に起こる押しとどめることの不可能な自然発生的な動きである、と理解しているように見える。

ボリシェビキの勢力が「全国に拡大」したかどうかを、数値で測定することはできない。従ってそれを否定することもできない。しかしながら『詳説世界史』の記述するように「ボリシェビキの勢力は全国に拡大し」たというのであるなら、1918年1月に召集された憲法制定国会でボリシェビキはなぜ24%の議席しか得られなかったのだろうか。自派が少数であったためにレーニンが国会を軍隊の力によって解散することになったのはなぜか。その説明が成り立たない。

当時のロシアでは、実際にはボリシェビキの勢力は全国に拡大してはいなかったとみるべきでなかろうか。その支持者は国会の勢力配分に現れたようにせいぜい25%程度だったのである。それもモスクワやペテルスブルクその他の都会に集中していた。つまり露暦10月の事件はボリシェビキ勢力の影響力が十分に拡大し、国民の支持を得て抑えることのできなくなった結果発生した社会「革命」ではなく、レーニン等少数派が当時の臨時政府の不意を襲って成功した権力奪取とみることもできる。『詳説世界史』のように理解すると、支持基盤の弱い自派の支配を維持するためにレーニン以下が恒常的に依存することになる秘密警察、テロ、絶滅収容所、対外的には侵略、略奪、支配というボリシェビキの重要な本質を軽視することになるだろう。

ボリシェビキ側は当然ながら、「その勢力が全国に拡大した」結果発生した「革命」であると主張することに努めるであろう。しかしそれは自己の正当性を主張せんがための宣伝である。それを信じ

るか否かは教科書執筆者の自由に属するが、教科書として出版されることになると話は異なってくる。我が歴史教科書はそれとは異なる解釈もあるという点も指摘する必要があるだろう。

イギリスの現代史補助教材はこの点、我が国の如くポリシェビキ派の宣伝文句のみを転記するようなことはしない。そこではカー（Carr, E.H.）の説明を併せて掲載している。カーはこの10月の事件に際するレーニンの個人的な影響力の大きさに焦点を当て、事件全体は一般的な支持を得て大衆が行動したことによって起こったものであるというよりは、むしろクーデタであったとしている。

「ポリシェビキは、臨時政府の政策の失敗を利用したのである。」1917年「夏から秋にかけてレーニンは、パン・土地・平和というスローガンを掲げることによって、あるいはコルニーロフの事件の結果として、徐々に支持を増やしていった。9月にはペトログラードとモスクワのソビエトにおいて多数を占めることができた。」この状況を利用して、「レーニンは権力奪取のためのクーデタを行うようにと中央委員会を説得した」³⁾とカーは説明する。

イギリスの教材は実際には1917年10月26日未明、国民どころかペテルスブルクの住民さえもほとんど知らないところで権力交代が行われたという情勢を客観的に記述している。この説明であれば、ポリシェビキは全国レベルではあくまでも少数派にすぎず、国民の支持を得られないために、強制的暴力的手段に依存することになったことが理解できる。

ソ連の歴史観は次章でも取り上げるが、ポリシェビキこそがロシアを代表する唯一正当な勢力であること、またレーニンのとった政策はロシア住民の大多数である農民、労働者の利益を代表するものであること、従ってこれら抑圧された住民を地主、貴族の圧制から解放した積極的な行動であったと主張する。『詳説世界史』は、基本的にこれに従う。

参考までに付け加えるなら、1999年版の『新高校世界史 世界史B』（山川出版）ではこの間の説明はもっとあからさまにソ連の主張を採用して、「こうして革命の条件が成熟した11月、ポリシェビキは首都で武装蜂起し……」となっていた⁴⁾。

『革命の条件』とはどのような状況を言うのか。またそれが『成熟する』とは一体何であろうか。レーニンはその著書の中で、「危機は熟した」⁵⁾と書いているが、『世界史B』はこれをそのまま引用していたのである。また今は崩壊したソビエト連邦が、当時その高校性のために使用していた歴史教科書の「11月革命」の章には、上記『世界史B』同様に「成熟する革命」という見出しがつけられているのである⁶⁾。

「革命」後のロシアは、経済恐慌に苦しめられる西側資本主義諸国を尻目に順調に生産を伸ばした。工業化が進み、農業は集団化されて、農奴の存在というロシアの伝統から離脱することができたと宣伝する。例えば農業集団化についてみると『詳説世界史』は、「そのため1932～1933年には農民に多くの餓死者が出たが、集団化はほぼ完了した」⁷⁾と記述している。当時ウクライナを中心に数百万の餓死者、動物の被害をだして強行された農業集団化⁸⁾に関する『詳説世界史』の表現は、被害を

だしたことよりも集団化が完了したことに重点をおくものである。「集団化」の実体や犠牲の方を強調しようとするならば、「1932～1933年に農業集団化はほぼ完了したが、そのために農民に多くの餓死者が出た」となるであろう。我が『詳説世界史』の記述は、ソ連共産党の立場からのものである。

『詳説世界史』は、露暦10月の事件を「革命」とであると断じそれを高く評価する立場をとった。そうである以上農業集団化に伴って発生した惨劇には目をつぶる。反対派弾圧についても同様である。「革命」を社会正義であるとする最初の基盤が定められた以上、その土台の上に歴史象が作られていく。教科書には紙幅が制限されていることは承知しているが、戦間期の出発点である「ロシア革命」の評価について旧ソ連側の主張を転載するだけでなく、せめて脚注においても異なる見解のあることを併記すべきであろう。そのことによって戦間期全般の歴史、また戦間期の終焉がいかんにして訪れるかについて異なる説明も可能となろう。

3. 対ソ干渉戦争

「革命後、旧帝政派の軍人やポリシェビキに反対する政党は、各地に反革命政府を樹立した」⁹⁾、と『詳説世界史』は記述する。1918年当時、ロシアには多様な武装勢力が存在しており、ドン川下流域、クバン、南ウラル、シベリア、アルハンゲルスク、ムルマンスク等を拠点に独自の活動を展開していた。それらは、ドイツに対する全面無条件降伏（ブレスト＝リトフスク条約）に反対する軍人グループ、あるいはツァーリの復活を望む政治家、軍人達、憲法制定国会を武力で解散したポリシェビキに反感を持つ政党、臨時政府の復活を目指すリベラル派、等々と様々であった。またパリには帝政ロシア政府代表もまだ駐在しておりこれら諸勢力は互いに集散を繰り返していた。

西側諸国はこれらの諸勢力を支援して「干渉戦争」に乗り出したとされる。『詳説世界史』は「革命の拡大をおそれる連合国もこれらの政権を援助し、さらに直接シベリアなど各地に軍を派遣して、対ソ干渉戦争にのりだした」と述べ¹⁰⁾、またソ連の教科書も「国内反革命の全勢力……は干渉を歓迎し、ソヴィエト権力に対する共同の戦いに団結した」、とする¹¹⁾。

西側諸国はなぜ「干渉」を行ったのか。それは、「彼らは、西欧の労働者と兵士がロシア人の例にならって自分たちの抑圧者に対して立ち上がることを恐れていた。」¹²⁾からである。つまり、西側の資本主義列強は労働者農民、被抑圧者の権利を守るポリシェビキ政府の存続を恐れて、軍事的行動によってその崩壊を図ったのであると説明される。

『詳説世界史』もソ連の教科書も、ポリシェビキと西側諸国側との間には越え難い対立が存在していたことを強調しようとするが、実際事態はこれほど明確ではなかった。レーニンはすでに逃亡した、ポリシェビキは崩壊した、一旦は逃れたが臨時政府首相ケレンスキーは再びモスクワに入った、などという噂が飛び交うロシアについてパリの連合国代表部は対応に苦慮していたのである。「革命の拡大」を恐れた連合国が「圧殺」¹³⁾を図って早速に軍事力の行使に乗り出したと自ら言うほどポリシェ

ビキの勢力は大きなものでも、確固とした存在などでもなかった。レーニンは1917年10月に臨時政府の対応の悪さを利用してクーデタを成功させたように、今回も反対派の統一の欠如によって救われたのである。ロシアの状況は混沌としており、一切が不明確であった。ボリシェヴィキの権力はロシアの隅々にまで行き渡っていたのではなく、その力の及ばないロシアのいたるところに軍事勢力が成立し、その帰趨は不明であった。

連合国側はしばらく静観していたがボリシェビキ政権が自然崩壊しそうにないとみると、1918年夏、北極海の氷の解けた頃に小部隊をアルハンゲルスクに上陸させた。同地方を中心に勢力をもつ社会革命党チャイコフスキー軍を支援するためであった。さらに黒海方面でも連合国の軍事的支援が実施された。連合国の軍事行動とは、地方に成立した反ボリシェビキ勢力の要請に応じて部隊派遣、物資の援助を行うというものであった。またシベリアでは、日本軍、アメリカ軍はチェコ軍団の救出¹⁴⁾、コルチャク政権支援を名目として出兵した。

1919年になると反ボリシェビキ勢力は統一される可能性が出てきた。シベリアのオムスクを拠点とする帝政ロシア海軍コルチャク提督が軍事的成功を収め、新生ロシアの代表となるような勢いを示し始めた。コルチャク軍は1919年の初夏、ウラルを越えて西進し南ロシアを統括する帝政ロシアの将軍デニキンの部隊、北ロシアのチャイコフスキー政権との合同を果たす直前まで進んだ。しかしながら最後の段階でモスクワ占領にはいたらず、1919年秋以降敗退を重ねてバイカル方面に撤退して消滅した¹⁵⁾。

この騒乱は第一にロシア内諸勢力の内戦の性格を持つ。西側連合軍の部隊派遣はロシアにおける政治勢力からの依頼により、それを側面から援助するものであった。ボリシェビキと連合軍の間に一線をひいて、「革命」あるいは「反革命」とに二分することはできない。レーニン自身が、残留するドイツ軍やトルコ軍に対抗するためにフランス軍の支援を仰いでいるのである¹⁶⁾。連合国にはボリシェビキを支持しなければいけない理由はないし、ボリシェビキが自らをロシア唯一の正統政府であると主張する根拠もない¹⁷⁾。

ソビエト勢力の崩壊を期待して反ボリシェビキ勢力の統一をはかったものの、希望をつないだコルチャクは崩壊してしまった。そこで連合国は、1919年の夏以降冬の初めまで、ロシアの経済的封鎖にとりかかる。しかしこの封鎖も杜撰なものであり成功させることができず、すぐに中止となる。残された現実的な政策として、1919年の冬から連合国特にイギリスは、レーニン政府を承認する方向で直接折衝に向かうのである¹⁸⁾。

イギリスの教材は、この点冷静かつ客観的である。そこには白軍 (the Whites) という表現はあるが、「干渉戦争」なる用語はみられない。「いずれにせよ、外国軍の動きは内戦全体の中で小規模の役割しか果たさなかった。」¹⁹⁾と結論付けている。

ボリシェビキはロシアの軍事勢力のうちの一つにすぎなかった。諸勢力はそれぞれ自派の正当性を

主張していたのである。従って「ポリシェビキ反対派」という表現ならまだしも納得できようが、ポリシェビキを認めないし、ポリシェヴィキによる権力奪取を不当として承認していない勢力が一様に「反革命」と名付けられ、否定的に評価されなければならない理由はない。そもそも「反革命」とは何をいうのか。露暦二月の「革命」に反対する者も反革命というのなら、ポリシェビキも「反革命」ではないか。教科書において、ポリシェビキの常用用語であるこの言葉を安易に使用することの是非が問われなければならない。連合軍のしかけた「干渉戦争」を戦って勝ち抜いたことを強調すれば、自己の正当性も強くなる。連合軍が強力であったと言えば言うほど、ポリシェビキの正しさも膨らんで証明されるという意識がこの背景には存在する。

西側の連合国は実際には、ポリシェビキ政府の圧殺を図って軍事的政治的な圧力を加え続けたというほどの不倶戴天の敵ではなかった。既に1919年2月にアメリカ大統領ウィルソンは、連合軍をロシアから撤退させること、ポリシェビキ代表との会見を行うことを主張し始めている²⁰⁾。またコルチャク政府成立の可能性が遠のいてからというものイギリスは、ここでフランスとの間では対ソ政策の相違が現われるのだが、もはやポリシェビキでも誰でもよい、ただロシアの安定を実現してくれる勢力でさえあればそれを支持するという方向に転換していく。

首相ロイドジョージは1919年4月に下院で次のように演説している。「我が国にはすべての外交政策の基礎となる原則、すなわち極めて健全と言える原則があります。ロシアがメンシェビキであろうとポリシェビキであろうと、反動であろうと革命的であろうと、ある人間に従おうと他に従おうと、それはロシア国民自身の問題であります」というものであった²¹⁾。

イギリスは首相の発言通り、ロシアの混乱を早期に収め、貿易を再開し、旧帝政ロシア政府が抱える債務の返済に同意する政府であれば、どのような政府であろうとも承認するつもりになっていたのである。イギリスにとっては、成功しない「干渉」よりはロシアとの貿易再開により生じる自国の利益のほうが重要であった。

ポリシェビキ側もこれに合わせるように、1919年2月外務大臣代理リトビノフは、ロシア内の外国企業の保護、旧帝政ロシアの債務の承認などをあげて西側との和解を申し出ている。リトビノフは、このことに関する外務大臣チチャーリン自身の文書も示すという念の入れようだった²²⁾。ただしポリシェビキのこの和解的な態度は本心からのものではなかった。西側に対しては恭順さを示しながら、ポリシェビキとの話し合いを提案したウィルソンの発言の一カ月のちには「世界革命」を実現するためのコミンテルンを結成し、直接隣接する諸国に対しては、軍事弾圧を試みはじめた。

4. 民族自決の問題

第一次大戦後「ヨーロッパ列強は、領土や利権配分を中心とする秘密外交からぬけだせなかったが、ソヴィエト＝ロシアやアメリカ合衆国は新しい戦後の国際秩序の理念を提唱して、人々の期待を集め

た。」「レーニン・トロツキーらは……（権力を握った）翌日全交戦国に無併合・無償金・民族自決の原則による講和を呼びかけた……」（カッコ内は筆者）²³⁾レーニンやウィルソンの理想は、「アジア・アフリカの植民地の人びとの自立への自覚と期待を高めた」²⁴⁾。民族の自決を認めるのはポリシェビキの新しい理念であり、それを抑えようとするのは旧態依然たるヨーロッパの列強であると『詳説世界史』は描いている。

さらに、1919年1月からパリにおいて開かれた講和会議でフランスとイギリスは「植民地などの既得権を手放さ」なかったため、14カ条の原則は「部分的にしか実現しなかった。民族自決権の適用が旧ロシア・オーストリア・オスマン帝国下の諸民族に限定され、ドイツの租借地が戦勝列強国（ママ）に分配されたことは、中国をはじめ、アジア・アフリカの人びとを失望させた」²⁵⁾のであった。ところが、「ロシア革命に鼓舞されて、自力解放と独立をめざす民族運動が台頭した」²⁶⁾。連合国側の計画には「失望させ」られたけれども、ポリシェビキの「革命」が民族運動を「鼓舞」したと説明する。

またソ連の歴史教科書はこの間の事情を、「十月革命は、帝国主義の背後に打撃を与え、植民地・従属国におけるその支配を動揺させた。それは植民地革命を植民地崩壊の時代をきりひらいた。」「十月社会主義大革命は、民族的＝植民地的抑圧の鎖を断ち切り、……すべての民族の労働者と農民をプロレタリア国際主義の旗のもとに結集した」とする²⁷⁾。確かに英仏は植民地の既得権を手放さなかった。戦争の終結を戦前への復帰と考えていたところがある。それでは、ポリシェビキはそうでなかったのだろうか。

1917年に権力を奪取する以前からポリシェビキが宣言していたのは、旧ロシア帝国内の少数民族に対する民族の自決の承認であった²⁸⁾。ロシア帝国からの分離あるいは独立、または帝国の版図内に留まることも含めてその判断は各民族自らが行うものと宣言した。これに「鼓舞されて」独立の宣言をした諸国は、エストニア、ラトビア、リトアニア、ウクライナ、カフカスの諸国などに及んだ。ただしレーニンのこの宣言には秘密の条件がつけられていた。したがってこの条件に合致しないままロシアからの分離独立を試みた諸国は、やがてポリシェビキ軍による介入に直面しなければならなくなる。

民族の自決が認められるための「条件」とは、その地においてポリシェビキが権力を握る場合のみである。それ以外は否定される。この「条件」を満たさなかったために、リトアニア、ラトビア、エストニアにそれぞれ成立した独立政府、あるいはウクライナの政府はさらにカフカス諸国も同様に、それが「民族的、ブルジョア的」とあるという理由によって武力による攻撃をうけている。これがレーニン流の民族自決であった。

マルクスの弟子達は、「革命」は連鎖的に発生するものと信じた。ロシアにおける「革命」はやがて諸外国に波及し、それによってポリシェビキの権力は守られる。ポリシェビキ権力を維持するため

には諸外国に「革命」が起こらなければならないはずである。もし起こらなければ、こちらから働きかけてでもロシアの周辺諸国、ヨーロッパ中心部、イギリスなどあらゆる国々をこの騒乱に巻き込む必要があると考えていた。このために1919年3月モスクワにおいて世界の騒擾を助長するための各国共産党の集会が開かれた。ここで結成された共産主義者インターナショナル（コミンテルン）の目的は、世界的な規模でボリシェビキの支配を拡大するための「世界革命」を実現することであった。これが成功したときに初めてロシアの革命は成功する、と考えたのである。

「民族自決権の適用が旧ロシア・オーストリア・オスマン帝国下の諸民族に限定され」、と『詳説世界史』はその適用範囲の狭さを歎くのだが、旧ロシア帝国支配下の諸民族に対して民族自決がはたして実際に適用されたことがあったのか。例え「鼓舞」された少数民族があったとしても、ロシアのボリシェビキはそれを認めなかったのが現実であった。

レーニン側は、「協商諸国が干渉を始めた原因の一つは、……その（ボリシェビキの）徹底的な平和政策であった」、(カッコ内は筆者)とする²⁹⁾。しかし実際にボリシェビキは、自派以外の政権を樹立した周辺諸国を武力によって徹底的に弾圧していく侵略的、好戦的な勢力であった。言葉の上では平和を唱え民族の自決を認めるが、実際には承認しないのである。

「1918年9月には、ドイツ軍の被占領地域の共産党組織の中央ビューローが創設された。その指導のもとに、敵の背後に、共産党地下組織とパルチザン部隊が作られた。……1918年11月末、エストリヤンド勤労コミュニューン—エストニア・ソビエト共和国—が形成された。12月には、ラトヴィアとリトワニアでソビエト権力の樹立が宣言された。ソビエト・ロシアは、バルト海沿岸ソビエト諸共和国の独立を承認した。1919年1月1日、ベロルシア臨時ソビエト政府が形成された。……ロシアのプロレタリアートがウクライナの勤労住民の援助にかけつけた。11月末に、ウクライナ臨時ソビエト政府が創設され……ウクライナの大部分の地方に、再びソビエトの赤旗がひるがえった。」³⁰⁾ これら以外にも、アゼルバイジャン、グルジョア、アルメニア、タジクスタン、ウズベキスタン等などがボリシェビキの支配下に置かれていく。1920年7月にはポーランドでソビエト軍の支配下にある地方都市にポーランドソビエト共和国臨時政府が結成される。その中核となったのは、モスクワから派遣されてきたわずか数人の共産主義者であった。

ボリシェビキ軍は、1918年始めから旧ロシア帝国からの離脱を望んでいる地域に侵入し、そこに成立した政府を攻撃した。民族的独立を求めるこうした地域に対する攻撃こそ、まさに「干渉戦争」である。しかもレーニンは周辺諸国に対する軍事干渉を進めながら、英仏に対しては商業活動の自由、債務の承認などという和解提案を行う。民族自決を唱えながら周辺諸国に軍事的抑圧を加え、しかも英仏とは共存を申し出るといふ、相反する二重の政策を同時に遂行できるのがボリシェビキの強みであった。

この目的達成のためにボリシェビキが活用できる戦力は、軍隊だけではない。資本主義諸国におけ

る左派政党やその支持者、労働組合、ジャーナリズムなど、「敵」の体制そのもの自由さを利用してその内部にある様々な勢力を操ることができる。英仏側は、このようなポリシェビキ側の攻勢にたいしてなすすべはなかった。

第一次大戦後、民族的な独立が認められなかったのは、中国、朝鮮、その他の地域の民族だけではなかった。ヨーロッパの中心部においてもその民族独立は、例え「適用」されたとしても実際には認められなかった。それは第一にポリシェビキの武力による民族政府「圧殺」政策のせいである。間接的にはイギリス、フランスが、特にイギリスがロシアの懐柔政策にあって、少数民族に対して軍事的あるいは経済的支援をもっと効果的に行わなかったからである。我が世界史教科書はアジア諸国の不成功に終わった民族的独立の動きは、講和会議の「帝国主義的」欠陥であるとして取り上げるが、ヨーロッパ諸民族のなかにも、ポリシェビキのロシアによって独立を妨害されたという問題があったことは重視しないのである。

5. ポーランドとソビエト・ロシアの戦争

ポリシェビキ方式の「民族自決」に抗して自民族の独立を達成できるただ一つの方法がある。それは、ソビエト軍と戦って勝利を収めることである。リトアニア、ラトビア、エストニアも皆この戦いを通じて独立を手に入れた。ウクライナ、カフカス諸国等は戦ったが敗北して独立を失った。1917年から始まったロシアからの一連の独立闘争の中でもその頂点は、1920年夏のポーランドとソビエト・ロシアとの間の戦争であろう。

「1919年春、赤軍がコルチャークと激戦を展開しているときに、ポーランド軍は卑劣にもわが国の領域に侵入し、ヴィルニユス・プレスト・バラノヴィチを占領した³¹⁾」とソ連の教科書は記述する。ソ連はこれらの都市を「わが国の領域」という。なぜ自国領とみなすことができるのだろうか。それらはいずれも順番にリトアニア、ポーランドとベラルシアの境界付近、ベラルシア、に属するはずである。しかしポーランド分割以前の境界からすれば、それはいずれもポーランド・リトアニア共和国に属するものである。

ポリシェビキがこのような領土要求を出すことができた背景には、イギリスの承認がある。イギリスはロシアの安定化を望むロイドジョージの発言（註21参照）に引き続いて1919年6月、ポーランドの東部国境すなわちロシア西部国境ともなる「カーゾン・ライン」を設定した³²⁾。やがて1919年12月、講和会議はこれをロシアとポーランドの国境として正式に承認する。この線は上に挙げたプレストを南北に通る線であり、ヴィリニユス、バラノヴィッチはいずれもその東に位置する。

「カーゾン・ライン」とは、第三次ポーランド分割時のプロイセン露境境界線にほぼ沿うものであって、二世紀以上にわたってロシア、ドイツ、オーストリアの分割を受けて国家を喪失していたポーランドが大戦をきっかけにして民族的独立を果たそうとするときにイギリスの提案に従って講和会議が

認めたのは、第三次ポーランド分割の線であった。ソ連にたいしてイギリスは、ポーランドを消滅させた第三次分割の線までの支配を認めているのである。不思議なことに1939年8月、ヒトラーとスターリンが約したポーランド分割線リッペントロップ＝モロトフ・ラインは、ほぼカーゾン・ラインに沿っていたのである。この三例の国境の共通性は、偶然というよりは以心伝心ともいえるような英独露間の一致であった。

『詳説世界史』は、1920年ポーランドは「ウクライナに侵入してソビエト政府と戦争をおこして領土を拡大したが」³³⁾、と記述している。ここでいう「ウクライナのソビエト政府」とは一体何か。モスクワは、ウクライナをロシアから分離させ、ウクライナ民族の独立を達成しようとするペトルーラを「ウクライナ人民の裏切者」、「ブルジョア民族主義者」³⁴⁾として非難する。ロシアのソビエト軍はこのペトルーラの政府を攻撃してキエフから放逐し、ここにソビエト政府を建てたのである。「ロシアのプロレタリアートがウクライナの勤労住民の援助にかけつけた」、ということであろう（註30参照）。この「援助」は断ることができないものであった。「ソビエト政府」とはロシアのポリシェビキ軍の力によって樹立されたものなのである。

かつての領土の一部回復を図るポーランド軍は東部方面に展開を始め、ドイツの革命との合同達成を目指すソビエト軍は西側に進出を始めていた。両軍の間には散発的な衝突が起こっていたが、ここでポーランドは1920年4月、ウクライナのペトルーラ政府と政治、軍事協定を締結し、両軍が共同してキエフ奪還を目指す軍事行動をとることによって全面戦争となる。

1920年5月、ポーランドとウクライナ両国軍はキエフ奪還に成功したものの、間もなくソビエト軍の全面的反撃が始まった。8月中旬ソビエト軍はワルシャワに迫ってきた。ワルシャワを陥落させた後さらにそこからベルリンを目指し、これを「世界革命」成就のきっかけにしようとしていたのである。しかしポーランドはそれを阻止した。ワルシャワ郊外の戦闘に勝利を収め、ソビエト軍を潰走させた³⁵⁾。ポーランドは、この戦いで勝利を得ることによって、実力で民族的独立を達成したのである。ソビエト軍が勝利すればヨーロッパは「世界革命」に向かって進んだことも考えられる。その時にはポーランドだけでなく先に勝利を得たバルト諸国の民族独立も危うくなったであろう。

『詳説世界史』は、ポーランドが「ウクライナに侵入して……領土を拡大した」と書くが、ここで言う「拡大」とはいつの時点の境界を越えての拡大であるのか。1772年の第一次ポーランド分割以前の国境を言うのなら、それを越えてはいない。1793年の第二次分割の線を越えてもいない。1795年の第三次分割の線ならば、これによってポーランドは完全に領土を喪失するのであるから、その後の如何なる動きも拡大となろう。ポーランドが侵入して『拡大した』という以上、我が教科書は第三次ポーランド分割線、つまりポーランドの消滅時をもってポーランドの正当な東部国境線とみなしていることになる。

従来、ポーランドの行おうとする民族独立運動は、フランスの後押しでソ連と戦った「干渉戦争」

の一環とみなされてきた。レーニンは、「ポーランドもウランゲリも、フランス帝国主義者の二本の手である」³⁶⁾、ポーランドは「フランスにそそのかされて」この戦争に乗り出した、とする。『詳説世界史』は、フランスの後押しを受けてとは書いていないにしても、ポーランドとソビエト・ロシア間の戦いを「連合軍の対ソ干渉戦争」の一環であると受け取っているとの理解を示している。

しかしながら当時フランスとポーランドの間には、ポーランドの東部国境線問題に関して対立があった。フランスはポーランド国家元首ピウスツキの考えるウクライナ、リトアニアとの連邦国家計画には反対であった。またロシアと軍事的問題をおこすこと、そのためにウクライナのペトルーラ政府と同盟を締結すること、いずれにも反対であったことが知られている³⁷⁾。実際にピウスツキはフランスの反対を無視して、敢えてロシアとの戦争に乗り出したのである。

英仏両国は、ポーランドのために支援部隊派遣は行わないことは確認済みであった³⁸⁾。協商国全体としても、1920年2月に「ソビエト・ロシアの辺境に位置する政治的組織へ」という呼びかけを行い、ソビエト・ロシアに対する戦いを中止するよう求めている³⁹⁾。

ただし戦争が始まるとフランスは、ポーランドにたいして軍事支援を強化しようとした。1920年夏、ポーランド戦線の状況が悪化してからフランスは、最短距離であるドイツを通過してポーランドに軍需品を輸送しようとするが、これはドイツによって阻止された。同様にチェコスロバキア経由の輸送も同国政府によって拒絶されている⁴⁰⁾。ポーランドが国境を接するもう一つの国はルーマニアであり、フランスはトルコの軍用倉庫からトランシルバニアを越えて輸送しようとするが、これはイギリスの反対にあって中止せざるをえなかった⁴¹⁾。

従ってポーランド向け軍事支援物資は陸路到達困難となった。残されたのはダンツィヒ港を通じる補給であったが、ダンツィヒはドイツ人の町であり、ドイツ人港湾労働者はポーランド向け軍需品の荷揚げを拒否した。また同市を管轄するイギリス軍も、本国の指令通りポーランド向けの軍需品通過は認めない方針だった⁴²⁾。ポーランドは、1920年の8月、首都ワルシャワ郊外までソビエト軍に攻められた決定的な時に、十分な補給もないままほぼ孤立無援で戦っていたのであった。

対ポーランド戦に敗北したことによってソビエト軍は進撃方向を転じて、グルジア、アルメニア、アゼルバイジャン等のカフカス諸国、あるいは中央アジアの諸国を武力で制圧して、それを「解放」と称するのであるが⁴³⁾、ソビエト・ロシアにとって、世界革命実現のために最も重要だったヨーロッパ正面のドイツとの革命の合同を封じられたのは痛手であった。ドイツとの連携をポーランド軍、つまりポーランドの労働者と農民によって妨げられたことをソビエト・ロシアは認めたくない。レーニンが、「われわれは戦争では勝利者となった」あるいは、「ポーランドの支配者は、赤軍の反攻を恐れて講和交渉に応じた」⁴⁴⁾、などと強弁するのはそのためである。

ソ連側は、ポーランドの存在を極力過小評価する。ソ連の教科書にはポーランドは「ブルジョア地主勢力」であり、軍最高司令官、国家元首ピウスツキは「反動的な独裁者」と書かれている⁴⁵⁾。

我が『詳説世界史』も同じ論調に立つ。すなわち、ポーランドでは「26年、独立運動の指導者ピウスツキがクーデタで実権をにぎった」、と⁴⁶⁾。

また、ポーランド軍がソビエト軍を撃退することによって確立した「東欧の民族的独立国家群」は、農業が「集団化」されないが故に後進的であり、社会革命がなかったが故に住民の意識は低く、従来外国との間に交流がなく従って排外的であるが故に「過激な民族主義」がはびこり、民主主義的な基盤などはないが故に「強権政治」を必要としたなどと⁴⁷⁾ソ連の基準を当てはめて一方的にとらえている。こうしてポーランドの「議会政治ははやくから混乱し、26年、独立運動の指導者ピウスツキがクーデタで実権を握った」と続く。『詳説世界史』はこれを「東欧・バルカン諸国の動揺」という見出しの下で説明している⁴⁸⁾。

ポーランドは1791年5月に憲法を発布した。これはアメリカ合衆国憲法について世界憲政史上第二番目。フランス憲法発布に先立つ四カ月のことであった。統治体制としては二院制であり、都市住民の権利、市民的自由をヨーロッパで認めた最初の国であった。その自由主義、民主主義を恐れる両隣国、ロシアとプロイセンによって分割される原因ともなった憲法でもあった。ポーランドは、このような民主主義の伝統に基づいた国であったことを考慮に入れる必要がある⁴⁹⁾。

「東欧」と総称される地域とは、ロシアとドイツの狭間、陽のあたらない谷底であり、自ら改革も独立も維持できないような自立不能な後進地域である。ソビエトがこれらの地域を占領した後に初めて開明的な国家が出来上がる、とみているのであろう。そのソビエト軍を撃退したポーランド、あるいは共産政権を崩壊させたハンガリーなどにできることはせいぜい「動揺」程度にすぎないとの意図もうかがえる。

ピウスツキは1926年に「クーデタ」を行って政権掌握したと『詳説世界史』は記述する。この政権掌握はポーランドの共産党、社会党さえも支持したものであった。反対したのは政府与党国民民主党であった。しかしピウスツキはこのあと、国民民主党に対する弾圧、議会の解散あるいは選挙介入、他政党の廃止、反対派への報復、抑圧などポリシェビキが行ったような圧政策は採っていない。それにしてもピウスツキが行うのは「クーデタ」であり、レーニンがそれをするとは「勢力が全国に拡大した」結果起こった「革命」であるという。

6. 相対的安定期

第一次大戦後回復された秩序の総称でもあるヴェルサイユ体制とは、その中に国際連盟の創設、イギリスによる中東の委任統治、ラインラントの非武装化、ドイツの軍備制限、ポーゼン、プロイセン、高地シレジアのポーランドとドイツの国境問題、戦時賠償金等々多岐の問題を含む。しかしながらこのような説明では、あまりにも漠然としすぎていて、当時の状況の特徴を示すような生き生きとした描写となっていない。問題はなぜこの体制の崩壊が第二次大戦へとつながっていくのか、ドイツはなぜ

ヴェルサイユ体制に頑強に抵抗したのか、その際ソ連の果たした役割とは何か等を説明することである。

第一次大戦後のドイツ人は、英仏に対する敗戦には次回を期すということで耐えることができた。戦時賠償金については折り合いをつけることが可能だったし、あるいは軍備の制限についてはソ連あるいはスペイン、オランダで兵器生産開発を行って、将来の再軍備に備えることが可能であった。しかしどうしても容認できなかったのはポーランドの存在であった。ポーランドの再興そのものが我慢できない事柄だったのである。

ドイツ領の犠牲において―と彼らが考える―復興したポーランドを否定的に見るのはドイツの政治家の伝統となった。こうして成立したポーランドとの国境を改訂すること、あるいはポーランドを滅ぼすこと、それはヴェルサイユ条約そのものにたいする反撃を意味する。保守派はもとより、1920年のソビエトとの戦争においてポーランドが勝利を取めたことを不満とするドイツ左派勢力もポーランドを「反動的」国家とみなして、反感を持っていたのであった。

ドイツとの「革命的合同」を妨害したのがポーランドであり、西側帝国主義諸国の支援によって作られたポーランドを消滅させることがソ連にとっても当面の目標となった。この点においてソ連は、ドイツと共同戦線を組むことが可能だった。ヴェルサイユ体制とはポーランドの存在そのものであり、独ソ両国はともにその崩壊を狙ったのである。

ドイツは当初西側を敵にまわし、ソビエト・ロシアと連携することでヴェルサイユ体制に抵抗した。しかし1923年に宰相に就任したシュトレゼマンはその政策を変えた。ロシアとの関係は維持しつつ、フランスとの和解を進めていく。これが、ロカルノである。『詳説世界史』は、1923年のフランス軍によるルール占領の後、「1924年以降国際協調の機運がひろがって、25年のロカルノ条約」となった、そこでは「ドイツと西欧諸国との国境の現状維持と相互保障が決まり、翌年ドイツは国際連盟に加盟した」と述べる。ロカルノの名称は「国際協調」と同義語となっている⁵⁰。シュトレゼマン等はノーベル平和賞を授与されたのである。しかしながら「国際協調」とは即ち「平和」を意味するのだろうか。

「ロカルノ条約」の核心は「ラインラントの現状維持に関する相互保障条約」であって、その名の通りドイツとフランスおよびベルギー国境の現状維持並びにその国境の現状をイギリス、イタリア両国が保障するというものであった。しかしながらドイツの意図は、善意のあらわれとして「国際協調」を目指すことにはあつたのではない。シュトレゼマンはドイツの西部国境に関してはこのように明確な現状維持を約束しながらも、東部国境つまりポーランドとの国境の現状維持に関しては真剣に考慮しなかった。また、イギリス、フランスもラインラントにおけると同様なポーランドとの間の国境保障条約をドイツに対して求めなかったのである。

シュトレゼマンはドイツ政治家の例にもれずポーランドの存在に対して強い反感をもっていた。

この条約締結後の1925年11月2日、東プロイセンのケーニヒスベルクにおける同市の新聞発刊50周年記念行事の際の記者会見では次のように述べている。「ポーランドはドイツ西部国境においてなされたような保障を望んだものの、それに失敗した。ポーランドはフランスの保護を失ったとみることができる。この意味するところは、ドイツ東部国境線の変更が可能となったということである。ドイツ東部国境問題は、これで一段と容易になった」、と。更に、「ドイツは今後その要求を段階的に発展させていかねばならない。わずか15日程度の会議によって、ドイツの要求をすべて満足させることができたなどと思っているなら、それは見当違いというものである」、と付け加えている⁵¹⁾。

シュトレゼマンは、ドイツの西部国境を安定させておいて、その上で全力をポーランドとの国境の変更に向けるという本心を語ったのである。当時のドイツの新聞の論調も、この点を強調していた。チェンバレン、ブリアン英仏外相が、シュトレゼマンのこのような意図を知らないはずはなかったであろう。ドイツ側は英仏露を味方につけ外交的にポーランドを孤立化させておいて、経済的に同国の止をさすべく1925年7月には事実上ポーランドとの貿易停止に繋がることになる「関税戦争」を開始する。ロカルノはフランスとドイツとの間の協調であるにしても、シュトレゼマンの本心はフランスとの和解を利用して東側の隣国に事実上の戦争を仕掛けるつもりだったのである。

我が『詳説世界史』はシュトレゼマンを国際協調と結び付け、肯定的な印象を与えようとする。つまり、その後に出現したヒトラーが世界を破局に導く劇的な変化をもたらしたという伏線を敷いているのではないだろうか。

これにたいしてイギリスの教材はロカルノ会議を評価しながらも、会議の持つ問題点として、1. ドイツの東部国境に関していかなる保障もなされなかったことは、ポーランドとの国境改定についての道を開いた。2. イギリスは保障国としての義務を果たすつもりはなかった。フランスとの間に独仏国境を維持するために軍事問題を討議することもなかった。独仏国境維持はフランスの問題であると考えていたからである、とその欠陥を明確に指摘している⁵²⁾。

7. ヒトラー政権の成立

ヒトラー政権はいかにして成立したか。これ自体が大きな問題であり、教科書は基本的な認識を示す必要がある。

『詳説世界史』では、「ドイツは合衆国について恐慌の被害が大きく、1930年にはナチ党と共産党などの反議会勢力が伸長して、国会は機能麻痺におちいった」と説明する。「世界恐慌によって失業者がふえ、社会不安がひろがって議会政治が混乱すると、農民や中産階級のなかに、ナチ党の大衆宣伝に動かされる人が多くなった」⁵³⁾、ともある。

「反議会勢力が伸長」したから直ちに国会が機能麻痺に陥ったとは思えないが、ともかく共産主義者と国家社会主義勢力が増加したことによって、ドイツ国会の運営は困難になったことは推測できる。

国会運営はいつの時代にも困難さを伴うものである。特に世界恐慌波及後のドイツ国会は混乱していた。しかしその原因を作ったのは社会民主党ミュラー内閣の総辞職であろう。あるいはさらに、世界経済恐慌が始まる前、ミュラー内閣成立時の夏を通して行われた建艦問題をめぐる混乱も議会の権威を失墜させた原因であろう。

もし「国会の機能麻痺」とは大統領緊急令をさし、これをもって議会政治の混乱というのであれば、それには異論がある。「大統領緊急令」は大統領の権限として憲法に規定されているとおりであって、何ら「麻痺」を惹き起した原因ではない。その適用は結果としてであった。

しかもヒトラーは1932年7月の総選挙で第一党党首となり当然首相のポストを要求できたはずだが、ヒンデンブルクに敬意を表し、大統領による任命を6カ月間も待つという謙虚さを示しているところを見れば、大統領制内閣にたいしても強硬に反対はしていなかったとみえる。「社会不安が広がって議会政治が混乱した」ために、というだけでは漠然としすぎて何を指すのかが不明である。

「社会不安」を増し「議会政治を混乱」させた原因としては、ナチではなく社会民主党の無責任さと、1928年頃から強くなってきたコミンテルンの、「社会ファシズム論」を挙げねばならない。ドイツにおける「革命」を断念していないコミンテルン側は、社会民主主義者を「最も危険な敵」として第一義的に攻撃する方針を決定した⁵⁴⁾。これによって共産党とナチの間には、共通の敵としての社会民主攻撃のための一種の共同戦線が成立した。「反議会勢力」の共産党は、同様に「反議会勢力」であり、変革を求めるといふ理念も党の性質も類似している国家社会主義労働者党を友党としてドイツの混乱の助長を図り、それにまんまと成功したのである。

『詳説世界史』では、「ナチ党の大衆宣伝に動かされる人が多くなった」、という表現をしている⁵⁵⁾。なぜ「ナチ党」だけを挙げるのか。反議会政党である共産党も大衆宣伝をして議席数を増加させたのである。これは「共産党の大衆宣伝に動かされる人が多くなった」からではないか。

両党のみならず近代的な政党の活動は常に大衆に向けられた宣伝であり、その宣伝に同調するかどうかは、選挙人の判断である。これを民主主義という。宣伝が合法的であれば、それがどのように行われるかは本質には関係ない。国家社会主義者の宣伝は、この点基本的に何ら問題はなかった。1930年9月の総選挙で第二党になったのも、1932年7月の総選挙において第一党になったのも、宣伝に応じてドイツ国民が自己の責任においてこれを選択したからに他ならない。

ドイツ人は、『我が闘争』が1925年に出版されて以来、ヒトラーの思想を知る機会は多かったはずである。その中で主張されている通りに再軍備を実行し、対外政策を進めていけば、周辺諸国との間に摩擦が引き起こされるということは予測できた。それにも拘わらず、例えばヴェルサイユ条約によって禁止されたオーストリア合併を支持することによって、連合国にたいして一矢報いることを望んだのである。また日ごろから鬱積していたユダヤ人にたいする反感の代弁者をナチの中に見出した。経済恐慌の混乱に際しナチは、社会民主党のように義務を放棄して逃亡することなく、困難に際して

ドイツ人を民族の共同体という絆で結びつけ、共に乗り越えようとする真摯な姿勢をとったことも好ましく映った。

宣伝に「動かされ」ということで責任を免れることはできない。ドイツの選挙人は民主的なルールに基づいて自発的に、しかも積極的にナチを選択したのである。その結果がどうなるかということとは充分承知の上だったとみるべきである。イギリスの教材の表現を借りるならば、ヒトラーは国民から「純粋な支持を」得ていたのである⁵⁶⁾。

ヒトラーは悪鬼のように現われて、突然ドイツの政権の座にとりついたのでなかった。それはドイツ人の選択の結果であった。ナチは世界で最も民主的といわれたワイマール憲法のもとで政党活動を行い、国会における第一党としての圧倒的な信任を受け責任を負って合法的に政権を担当することになったのである。つまり民主主義とは常にこのような政党、人物を選ぶ危険性を含むものであることに焦点を当てるべきではないだろうか。

問題となるのは、ヒトラーの運動あるいはその基礎にある思想を戦間期に一貫していたもの、連続性の上に立った主張として理解するか、あるいは例外として現れた非連続的な現象であると理解するかという根本的な問題である。非連続説をとる我が教科書は、大戦勃発にたいするイギリス、フランス、ソ連の責任を限定して解釈する。すべての責任はヒトラーにあり、ナチ政権成立後、ヒトラーがその計画を実現していくうちに初めて英仏両国はドイツの危険性に気付いたかの如くに描写する。連続説を採るか、あるいは非連続説を採るか、戦間期全般と大戦勃発の直接の原因を考える際の基本的な理解に関連してくる。

イギリス教材をみると、そこには「第二次大戦の起源」という一項があり、ヒトラーとその政権成立前のドイツ社会の連続説を唱えるテイラー (Taylor, A.J.P.) と、それを批判するバロック (Bullock, A.) の説を簡単に併記してある⁵⁷⁾。

テイラーはヒトラーが、あらかじめ定められた一定の政策実現を追求していったのではなく、その時々を生じた機会をうまく掴んだに過ぎないとしながら、その路線は伝統的なドイツの政治家と共通するところがあるとする。これにたいしてバロックは『我が闘争』において示されたようなヒトラーの政治的考え方は、従来のドイツの伝統とは異質なものであったとする。

その上で結論としてイギリスの教材は、連続説を以下の点において批判する。海外での植民地獲得運動、人種的優越理論、ソ連にたいするイデオロギー的な憎しみ等、これらはやはりドイツの政治的伝統とは相いれないものであった、と。対立する代表的な見解を併記し、それにたいする結論として独自の解釈を提示し、生徒に思惟を促すという意味では正統な手法を採用している。

それにたいして我が世界史教科書はどうか。なぜ非連続説を採用したのか。その理由は挙げられていない。しかしながら推測は可能である。ソ連の歴史教科書を参照するところでは次のように書かれているからである。「1933年に権力をとったヒトラーを頭とするファシスト党は、……ドイツ帝国

主義の世界支配のための戦争を志向する公然たる軍国主義政党であった。」「帝国主義諸国は恐慌からの脱出を求めて自国の労働者階級や勤労者への搾取、植民地や従属国の民族よりの略奪を強化した。他方において彼らはソ連邦に対する戦争の開始による脱出を考えていた。」⁵⁸⁾ ソ連側がナチに対してこのように激しい非難を行うのは、この両者が類似した体質を持つ政党であり、ある時点では協力さえ行っていたこと、また同様にナチ国家とソ連が手を組んで第二次大戦に乗り出したというしろめたい過去を覆い隠すためなのかもしれない。

我が教科書は、せめてテイラーとバロックのような基本的な論争が存在するという点だけでも、これを註に表示すべきではないだろうか。

8. 宥和政策

イギリス、フランスはドイツ、日本等の要求にたいして「譲歩と話し合いによって解決をはか」ろうとした⁵⁹⁾。これが宥和政策である。本章は戦間期の終結、大戦勃発の直接の理由について言及する。

イギリスの教材は、この間の事情を以下の如くに説明する。「①1939年3月ドイツ軍によるチェコスロヴァキア侵入によって、ヒトラーはそれ以上の領土要求をしないだろうというチェンバレンの予測は崩れた。……チェンバレンは従来の政策を変更して、②ヒトラーの次の犠牲になると予測されるポーランドにたいして保障を与えた。③4月ヒトラーはダンツィヒ市返還と同市へ通じる治外法権の道路の建設をポーランドに求めてきた。④ポーランド側は、……ドイツの求めを拒否した。……⑤ヒトラーは9月1日ポーランドに侵入し、⑥9月3日にはイギリスはドイツに対して宣戦布告をした。」⁶⁰⁾

『詳説世界史』では、まず①イギリスは、1939年3月15日のドイツ軍チェコ侵入によって対ドイツ宥和政策に「限界を認め」た。③ドイツはこの後ポーランドにたいしてダンツィヒ返還を求めてきた。これにたいして②イギリスはポーランドの独立を保障する宣言を行った。④ポーランドはドイツの要求を拒否した結果、⑤9月1日ドイツ軍による侵攻が開始された。⑥対ポーランド保障に従ってイギリスは（フランスも）9月3日にドイツにたいして宣戦布告して第二次大戦が開始された、というものである⁶¹⁾。

イギリス教材は、ヒトラーがダンツィヒ返還等をポーランドに求めてくる前に、ポーランドを保障する宣言を行ったとするが、『詳説世界史』では、ダンツィヒ返還要求が出されてからイギリスはポーランドを保障する宣言を発したとして②と③の順序が逆になっている。他の枠組みは同じである。

参考までに挙げると、ソ連側の見解は次の通り。「資本主義諸大国のミュンヘン政策の基礎には、内外の矛盾をまず第一にソ連邦を犠牲とする世界の新たな再分割によって解決しようという目論見があった。」また翌1939年3月チェコの保護領化については、「まさにこのことによって、ファシズム＝ドイツがポーランドとソ連邦を攻撃するための条件ができたのである」⁶²⁾、としている。戦間期を通

じてソ連の解釈を転用してきた我が『詳説世界史』も、流石にこのような解釈を採用することはできなかったのだろう。その代わりに今回はイギリスの解釈に従った。

イギリスの解釈を採用することによって客観的な説明が可能になったのかというならば、これは否である。異なる説を示して客観性を保とうとしてきたイギリスの教材も、この時期になると曖昧、かつ自国に都合のよいだけの不正確な説明を行っているからである。

それはまず、これをもって対独宥和政策の終焉とみなされている 1939 年 3 月 31 日のポーランドに対する片務保障宣言についてである。チェンバレンはこの日下院において、②ポーランドにたいする片務的保障を發表した。これをイギリス側も『詳説世界史』も、①対ドイツ宥和政策の転換とみなしている。イギリス側は「従来の政策を変更して」、『詳説世界史』では、「宥和政策の限界を認め」て、「ポーランド支援をうちだした」と言う以上、宥和政策はこの時点で終了したと考える以外にない⁶³⁾。

イギリスによる保障宣言は⁶⁴⁾、ポーランドの何を保障しようとしたのか。それは、ポーランドの「独立」である。「独立」という言葉の使用はイギリス側の苦心の作であった。それはダンツィヒを除くということの意味していた。独ポ両国の係争地であり、これをめぐって全面的衝突に発展する可能性の高いダンツィヒは、ポーランドの領土には含まれていない自由市であった。イギリスは同市が例えドイツの手に返還されたとしても、そのことはポーランドの独立を侵害するものではないということ伝えようとしたのである。イギリスは対ポーランド軍事援助は行わない、という意味の予防線をはったのであった。

もし「独立」ではなく、「主権」という言葉を使用した場合はどうなるか。その時には、イギリスは介入を避けることができなくなる。ポーランドはダンツィヒ市にたいして、税関、郵政、鉄道、港湾施設利用その他の權益を有しており、返還によってポーランドの主権が侵害されることになるのは必至だからである。つまりイギリスは、ポーランド支援のために介入することを避けようとして慎重に考慮した結果、「独立」という言葉を選んだのである。

すでにこの時期ドイツとポーランドの間では散発的ながら軍事的な小競り合いが発生していた。3月22日深夜から23日にかけてみられたポーランド軍の集結、あるいは3月26日ポーランド南部のチェコとの国境付近で発生したポーランド、ドイツ両軍の間の衝突などの事件を見るとき、このような衝突が本格的な戦争に発展していく可能性が感じられた⁶⁵⁾。それを未然に防ぐこと。あるいはこれとは全く逆にドイツとポーランドが密かに親密な関係を結ぶのを防ぐこと、イギリスは双方の場合を想定して、それを共に予防しなければならなかった。そのために注意深く選ばれた言葉が「独立」という一語であった。

「対ポーランド保障」と言いながらイギリスは実際には、「独立」という言葉を盾にとって支援義務を免れるつもりであった。支援はないということさらにも明確にするためイギリス側は、「独立に

対して明白なる脅威が存在し、かつポーランド政府がそれにたいしてその国力を挙げて抵抗することが必要であると考えような……」と続けた。ダンツィヒに対する軍事行動はドイツ軍にしてもポーランド軍にしても国家の総力を挙げての戦いにはならない。地域的な紛争であるにすぎない。イギリス側は「国力を挙げて」という言葉を入れることによって、ダンツィヒについては対ポーランド支援は行わないということを二重に「保障」したのである。

本「保障宣言」が非公式にポーランド側に示されたのは3月30日のことであった⁶⁶⁾。このとき既にポーランド外務大臣ベックは4月3日にロンドンを訪問する予定が決まっていた。イギリス側がポーランドの正式な受諾回答、あるいはベックの訪英を待たずに一方的に宣言を発したのは、ベックと直接討議することになれば、「保障宣言」の欺瞞性が暴露されることになるのを恐れたからである。

「宣言」は、なぜ3月31日に発せられたのか。それはイギリス側がドイツによるダンツィヒ返還要求の存在を知ったのが、1939年3月29日のことであったことと関連する⁶⁷⁾。イギリスはこの返還要求は3月20日ごろドイツからポーランドにたいして示されたと理解したために、急遽こうした対応をとることにしたのである。

返還要求が正確にはいつ提示されたかという問題であるが、『詳説世界史』はそれを、②1939年3月チェコスロヴァキア解体以後であるとする。またイギリス側は③対ポーランド保障宣言を与えた後、4月のことであるとする。しかし、これらはいずれも正しくない。

実際にドイツ側が返還を求めたのは1938年10月24日である。つまりミュンヘン会談の直後のことである。ドイツ外相リッペントロップからポーランド大使リプスキにたいして書面によってこれが行われた⁶⁸⁾。全体で八項目から成るこの文書は、ドイツからポーランドに対する和解提案の性質をもっており、ヒトラーはポーランドの返答如何で次の軍事行動の方向を決定するつもりであった。ヒトラーとしてはポーランドと戦わずに、同国を防共協定に組み込み、中立化することによってフランスに対する戦いを有利にすすめることを望んでいたのである。ヒトラーはこの提案が拒否されるなら、まず最初にポーランドを攻撃するつもりであった。その際、ポーランドの東部国境まで軍を進めるならばソ連との間で武力衝突が起こることは避けられない。ソ連との戦争は将来の問題であるにしても、まずその前にフランス始め西側を打倒しなくてはならない。そこで、背後の安全を確保するためには当面ソ連との和解を考慮する必要があったのである。

ドイツ側はポーランドの世論に配慮して、この提案を極秘で行った。ポーランド側は1939年3月26日になってリッペントロップにたいして覚書をわたし、提案中にあった、防共協定加盟についての項目を拒否した⁶⁹⁾。詳しい事情を知らないイギリス側が3月26日に「さる非公式の筋」よりこのことを知らされて驚いたのは、ドイツとポーランドがそのような親密な関係でありながらイギリスはそれを察知できなかったということであった。

チェンバレンは3月30日の閣議で述べているが、「これに対するありうべき説明は、きわめて不

愉快なことではありますが、ポーランドはダンツィヒに関するドイツとの折衝において、すでに譲歩してしまっただけではないかということです」、と⁷⁰⁾。ドイツとポーランドの関係が実際にどのようなものであるのかは、ベックとの直接の会談で知ることができよう。しかしドイツにたいしては、この対ポーランド保障宣言を発してポーランドはイギリスの保護下にはいったということを知らせなければならぬ、このことが意図されていた。

ベックがロンドンへ向けて、ベルリンを経由する列車でワルシャワを出発したのは4月2日。ヒトラーは最後の瞬間までベックの積極的な返答を待っていたが、結局これは聞かれなかった。ヒトラーはポーランドの中立化を断念せざるを得なかった。こうして翌4月3日、国防軍に対する極秘命令によって、対ポーランド戦争準備を下命することになる。

我が教科書がダンツィヒ返還要求を3月と考え、それに対応してポーランド保障宣言が発せられたとするのは、今から72年前の1939年にイギリス外務省自身が知らずにそのように理解していたという事情を考えるとやむを得ないところがある。しかしイギリス側教材のように3月にポーランド保障宣言がなされ、その後4月になってダンツィヒ返還要求が出たというのでは「保障」の意味がない。事実の確認そのものが不正確であるし、論理的にも辻褄が合わない。

我が教科書もイギリス側も一致して誤解しているのは、「保障宣言」によって宥和政策に終止符が打たれたということである。上に述べたように、「宣言」の目的はそこにあったのではない。またこれがドイツと戦うという明確な意思を表したものでないことは、9月1日にポーランドが既に攻撃を受けているにも拘わらず、イギリスが対ドイツ宣戦布告をするまで55時間以上もかかり、やっと9月3日になって宣戦布告がなされたことから理解できる。

戦争勃発から丸2日と6時間近くイギリスは何をしていたのか。それは、ムッソリーニを仲介とするヒトラーとの会談を開くことを考えていたのである。新たなミュンヘンを計画していたのである。イギリスはすでに提案していた英仏ポ伊会談について、9月2日にイタリア外相チアーノから返答を受けた。それによるとヒトラーは国際会議に反対でない、この問題についてさらに考慮するために3日の正午まで待つよう求めているというものであった。チェンパレンは待つつもりであった。しかしポーランドは出席するつもりはなかった。また閣僚の反対も強く、結局9月3日の午前11時に宣戦布告をせざるを得なくなったのである⁷¹⁾。

イギリスは戦争勃発と同時にポーランドを空軍により支援する。フランス陸軍は開戦10日目には小規模な、15日目からは主力による攻撃をドイツにたいして行うという約束が存在していた。それにも拘わらず、この約束は実行されなかった⁷²⁾。9月3日に宣戦が布告されたことは、すなわちイギリスとドイツが戦闘を交えたことを意味しない。1939年の9月、戦闘していたのはポーランド軍とドイツ軍だけだったのである。イギリスの教材には、「ヒトラーはイギリスとフランス両国によるポーランド支援とは単に口先だけのことでであると予測した。しかしながらそれは誤っていた」と書いてい

る⁷³⁾。しかし実際正しかったのはヒトラーの方である。予測はそのとおりの中した。

開戦後になっても宥和政策は終了していない。しかしこれについてもイギリス側は歴史を改竄する。自己弁護を行い、意図的にその怠慢を隠蔽するようになる。我が世界史教科書は、今度はこの目的のために利用されている観がある。

9. 独ソ不可侵条約

1939年8月23日、ソ連とドイツは不可侵条約を締結した。この条約には秘密議定書が附属しており、ポーランドの分割、東ヨーロッパをそれぞれの勢力圏に編入することが定められていた。ヒトラーはミュンヘン会談の後、次の攻撃目標を設定する。東西二正面での戦争は不可能であるので東に進むか西へ出るかのどちらかを選ばねばならない。

もし西側、先にフランスを攻撃するならば、ドイツの背後からポーランドが侵入してくる可能性が大きい。すでにポーランドはこのような軍事的決意を示していた。規模は小さいものの戦闘的な指揮官、兵士を持っているからである。したがって確実性を求めるためには、ポーランドを中立化するか、あるいは中立化に成功しない場合は攻撃して滅ぼすかのどちらかとなる。中立化のための試みが、前章で述べた1938年10月24日の八項目の提案であった。中立化工作が失敗してポーランドを軍事的に攻撃しなければならないとしても、その時にはフランスの側からの攻撃に備える必要はない。なぜならフランス軍は規模が大きく装備も近代化されているが、戦うことをしない。士気に欠けているからである。

八項目の提案にポーランドが応じない時には、フランス攻撃に先立ってポーランドを滅ぼす必要がある。しかしその際には、新たな問題がおこる。ドイツ軍がポーランドの東部国境まで進出していくと、そのままソ連との間で軍事的な衝突をおこす可能性が生じてくることである。これを避けるためには、スターリンと共同してポーランドを攻撃するという合意に達する必要がある。ヒトラーはポーランドにたいして和解の提案をしつつ、提案が拒否された時に備えてソ連とのコンタクトを取り始める。

他方ソ連の事情はどうか。極東では1938年7月、日本との間で張鼓峯の国境をめぐる戦争が始まった。これは一旦収まったものの、翌1939年5月には新たな戦争が外モンゴル国境付近で勃発した。スターリンにとってこれは脅威であった。ソ連としては極東で日本軍と戦いつつ、西部でドイツと戦うということはどうしても回避する必要があった。

ソ連にとって日本軍との戦闘は純粹に防衛の意味を持つだろうが、西部でのドイツとの戦いは何のためなのか。「帝国主義」イギリスやフランスを守り、あるいは「地主＝ブルジョア」ポーランドを守るためであるのか。スターリンにしてみればポーランドを守ることに関心がなかったし、英仏のためにロシア軍を犠牲にすることも論外であった。理想的なのは、ドイツがフランスとイギリスを攻

撃して、双方ともに疲弊してしまうことであった。その時にはソ連軍は満を持してヨーロッパにだれ込み、廃墟の上にソビエトの領域を拡大することが容易になろう。

ソ連はドイツまたは日本、できればその双方と和解せざるをえなかった。こうして枢軸側と接近するのであるが、そのための口実として利用されたのが、集団安全保障計画における西側諸国の行動の遅れであった。我が教科書は、「イギリス・フランスはソ連とも軍事同盟の交渉にはいったが、西欧諸国の態度に不信をいだいていたソ連はナチス＝ドイツとの提携に転じ」⁷⁴⁾、と説明し、リッペントロップ＝モロトフ協定の原因がいかにも「西欧諸国」の不決断にあるかの如く記述する。「西欧諸国の態度」に問題があったというソ連の自己正当説が流布して定説にまでなっている。

英仏側がソ連との軍事同盟に積極的でなかったのは周知のことである。しかし、ソ連も西側の体制を非難し、敵対的な態度をとってきた。また「人民戦線」戦術をとって「ファシズム」諸国と戦う姿勢を示したとしても、その11年前には「社会ファシズム論」を主張して、国家社会主義者との間の連携を行っていたのである。

『詳説世界史』はさらに、ソ連に不信を起こさせた原因としてミュンヘン会談を挙げ、「チェコスロヴァキア代表を参加させないまま、ズデーテン地方のドイツ割譲を認めた」⁷⁵⁾ことが西側の「裏切り」であるかの如く主張する。しかしながらチェコ代表が参加していたとしても事態は変わらなかっただろうし、参加していれば逆にチェコが同地方の割譲を公式に合意したことが明らかになるだけのことである。チェコが参加するかあるいは不参加であるかということには意味はない。英仏やドイツがいかなる圧力を加えてこようとも、チェコ自身がそれに抗して戦う意思をもっていただろうかこそが問われるべきなのである。

チェコスロバキアが万が一にもドイツと戦うという姿勢を示したとしても、ソ連はチェコを支援してドイツと戦うことはできない。戦うためにはポーランドかあるいはルーマニア領を突破しなければならない。これは不可能であった。ソ連側は軍事的に何もできないことは承知していたし、する意思があったかどうかも疑わしい。チェコスロバキアの側にも戦う意志は薄弱だった。同国を参加させなかったとする西側の責任とは、ソ連がドイツに接近するための単なる口実にすぎないと思える。

ソ連の教科書は次のように述べる。「イギリスとフランスには三国間の平等な相互援助協定を締結する意思がなく、ソ連邦に対するファシズム＝ドイツの攻撃を利用しようとしている、ということを確信したソ連政府は、ドイツ政府の提案した不可侵条約をドイツと結ぶことに決定した。」⁷⁶⁾

イギリス側の教材も同じテーマについて、「情勢の鍵はソ連であった、チェンバレンは同国との折衝を開始したが進展はほとんど見られなかった。そこでスターリンはロシアの安全を保障するためにナチ＝ソビエト協定を締結したのである」⁷⁷⁾、と書いている。やはりここでも、西側諸国の対応の遅れがスターリンをしてドイツと提携させたという筋書きになっている。

軍事戦略的にみるならばスターリンの採った政策はさらに明らかになる。ソ連は当時ドイツと日本

という軍事的脅威を東西に抱えていた。これで戦うなら2対1である。あるいはポーランドがドイツ側に加われば（その可能性はなかったがスターリンはこれを恐れた）3対1になる。その際イギリスからの支援は期待できない。そこでスターリンは、ドイツとの接近を進めていく。

リッベントロップ＝モロトフ協定が締結されポーランド分割が約束されたことによって、ドイツおよびポーランドからの脅威は消滅した。これでロシア西部からの軍事的脅威は0となった。残る敵は日本のみである。この時点で1対1となった。それでもスターリンは日本との戦いを拡大することは望まなかった。和解を急いだ結果、9月15日モスクワで日本との休戦条約を成立させたのである。その上で17日未明、ヒトラーとの協定に従ってポーランドに侵入するのである。

ポーランドに対する戦争は友邦ドイツと共に進む軍事行動であるから、安全かつ確実な戦争となった。さらにソ連の軍事行動の成功を確実なものにしたのは、ソ連とポーランドは不可侵条約を締結していたから前線のポーランド部隊はソ連軍の侵入を戦争の開始とは受けとらなかったことである。こうして戦闘らしい戦闘もなしに、ソ連軍は約束の「カーゾン・ライン」まで進出できたのであった。

他方イギリスはどうか。イギリスにとっては、ポーランドがドイツ側につくか或いはイギリス側につくか、ということが決定的な問題になる。1939年8月の時点でのヨーロッパの情勢は、枢軸国イタリア、ドイツに支配されているオーストリア、チェコ、さらに親独的な傾向をもつハンガリー、ブルガリアがある。スペインは中立であるが親独であり、フランスはドイツには敵対する意思がない、むしろ中立といってもよい状況であった。ヨーロッパの中央部のほとんどがドイツの同盟、あるいは親ドイツ、あるいはドイツに抵抗しない。これにドイツの友好国として8月23日あらたにソ連が加わるようになった。要するに情勢の鍵は、ソ連ではなくポーランドであることになる⁷⁸⁾。

ここでポーランドがドイツからの提案に応じなかった結果、ドイツの東側に強力な反ドイツ国家が出現した。理論的にはポーランドはヒトラーの八項目の提案を受諾することも可能だった。防共協定に加盟するという条件によって、ダンツィヒの現状維持、国境の不可侵が約束されていたのであるからポーランドにとって不利な条件ではなかった。ポーランドが防共協定に加盟しておれば、同国と関係の深かったルーマニアも同調することになる。こうなればヒトラーにはさらに有利な条件が生じることになっただろう。

以上のような経緯を経て締結されたリッベントロップ＝モロトフ協定は、ヒトラーが戦争を始める青信号となった。この協定がなければ戦争を始めることは不可能だった。ヒトラーは戦争を始めた張本人である。それを側面から支援したのはソ連である。戦争開始後もソ連はヒトラーに対して、石油、食糧その他、戦争遂行に必要な物資を補給し続けている。この補給は1941年6月23日未明、ドイツ軍によるソ連攻撃開始の直前まで続けられていた。独ソ不可侵条約がソ連「国防強化のための時間をかせいだ」⁷⁹⁾、とは、よく語られる説明である。しかしスターリンは、ドイツ軍が攻撃をしかけてくるとはその時がくるまで考えもみなかったのである。

10. 結 論

簡単な比較によって判明したことは、山川書店版『詳説世界史』は、戦間期のほぼ全期間を通じてソ連の歴史認識の影響を受けていることである。直接的、あからさまな類似は徐々に減少しつつあるが、基本的な認識は受け継がれている。ソ連が崩壊してすでに20年が経過した今日何故に今は存在しないソ連時代の高校生に向けた歴史教育に類似した内容が日本で語られなければならないのか、理解に苦しむところである。

『詳説世界史』は、ポリシェビキの「革命」とは、本質的に人類の福祉に貢献するものであったという基楚から出発したために、その上に組み立てられる歴史象はソ連を一種の規範とし、その立場を擁護するような結果になった。勿論ソ連の歴史解釈が行うような誇張し、歪曲した、一方的な宣伝ではないにせよ、それとは異なる認識があるということを示さないために柔軟性に欠ける表現がなされている場合もある。その例が、「東欧」、「ヒトラー政権成立」、「第二次大戦勃発直前」などについてのテーマである。

これにたいしてイギリスでは、重要な事項に関して対立する学説を簡略にまとめて、歴史の理解方法には複数の道があり、一方向のみの、二元論的な明快ではあるが単純な道だけではないということを教え、生徒に考える力をつけさせるという方法をとっている。自ら疑問点を見つけ、思考し解決する能力をつけることを促すという点では理想的な手法といえよう。

しかしながらこのようなイギリスの解釈も、第二次大戦勃発直前の叙述になると変わってくる。イギリスはドイツの脅威にたいして宥和政策を放棄し、ポーランドを支援するための明確な姿勢を示した、と説明する。しかしながら宣戦布告の遅れの理由、ポーランドを保障するとの宣言にも関わらずなぜ援助を一切行わなかったのか、などという具体的問題になるとこれに答えることをしない。イギリスは、ドイツにたいして宣戦布告を行ったという説明だけで終了してしまいその内容については触れない。また、基本的な事実に関して誤認があることも分かった。

こうして、戦争を防止するにはソ連を含めた集団安全保障体制を作り上げるべきであったが、それが実現しなかったのは、英仏の怠慢のせいであるという固定観念の結論へと導いていく。この点については、イギリスの教材はソ連の教科書と意見を一致させている。戦間期のほとんどの時期の説明においてイギリスは、複数あるいはそれ以上の解釈を示し、幅の広い説明を行ってきただけに、第二次大戦勃発直前の歴史記述の貧困さ、変貌は驚くほどである。我が国の教科書は、今回はこのイギリス側の虚偽をそのままに転用する。

青史とは、勝者の描くものであるという意味の言葉がある。まさに至言といえよう。第二次大戦が終結してすでに60年を越えた今日、ヤルタ体制は表面的には崩壊したものの、当時の思想はいまだに残っている。敗戦国日本は、戦勝国イギリス、ソ連の歴史解釈をそのまま受け継いで高校生に伝え

ていることになる。旧戦勝国の解釈を特別に検証もなく、極めて安易に転用しているというこの問題を見直す必要があるだろう。その作業は大規模なものになるであろうが、わが国に専門家が不足しているとは思えない。世界史教科書の内容の再考は、高校生の理解を深めるために当然行うべきことであると感ずる。

最後にイギリスでは国家が検定する歴史の教科書がないため、高校生向けの歴史教材一種類のみを使用した。詳細な分析のためにはさらに多くの資料に当たる必要があるだろう。またソ連が崩壊した後のロシアの教科書の比較も行うことが必要である。それは今後の課題としたい。

注

- 1) 『詳説世界史』改訂版、山川出版社、2010年。以下『詳説世界史』とする。
Michael Scaife, *History, Modern British and European*, London, 2004. 以下 *History* とする。
倉持俊一、横手慎二、中村裕訳、世界の歴史教科書シリーズ 21『ソヴィエト連邦 その人々の歴史』Ⅲ、Ⅳ、帝国書院、昭和56年。以下『ソヴィエト連邦』とする。
エム・ペ・キム編、江口朴郎監修、岡田進他訳『ソ連邦の歴史 社会主義時代』プロGRESS出版社、1977年。以下『ソ連邦の歴史』とする。
- 2) 『詳説世界史』302頁。
- 3) *History*, p. 130.
- 4) 『新高校世界史 世界史B』山川出版社、1999年、308頁。
- 5) 『レーニン全集』第26巻、大月書店、1966年、65頁。
- 6) 『ソヴィエト連邦』Ⅲ、169頁。
- 7) 『詳説世界史』311頁。
- 8) ロバート・コンクェスト著、白石治朗訳『悲しみの収穫』恵雅堂出版、2007年、508頁。著者は1932年から33年、ウクライナでの死者の数を少なくとも700万人と見積もっている。
- 9) 『詳説世界史』304頁。
- 10) 『詳説世界史』304頁。
- 11) 『ソヴィエト連邦』Ⅲ、224頁。
- 12) 『ソ連邦の歴史』159頁。
- 13) 『ソ連邦の歴史』163頁。
- 14) 日露戦争以降、第一次大戦、シベリア出兵、満州事変、北支事変、と大陸への出兵が繰り返された。シベリア出兵も、イデオロギーの問題というよりは、このような大陸進出の一環として捉えられるのではないだろうか。しかしこの問題については別に論じる必要があろう。
- 15) *Papers Relating to the Foreign Relations of the United States, 1919, Paris Peace Conference*, vol. VI, Washington, 1946, pp. 713-729. 以下 *FRUS* とする。
- 16) 『レーニン全集』第28巻、58頁。
- 17) *FRUS, Paris Peace Conference*, vol. III, pp. 643-646. 大統領ウィルソンは、ロシアは個別的にはではなく、全体として扱われるべきであるとの考えを示している。

- 18) *FRUS, Paris Peace Conference*, vol. VII, pp. 713-729.
- 19) *History*, p. 83.
- 20) *FRUS, Paris Peace Conference*, vol. III, pp. 1039-1044.
- 21) *Documents on British Foreign Policy*, first series, vol. III, 1919, London 1949. document number, 301. 以下 *DBFP*, d.n. とする。
- 22) *FRUS, Paris Peace Conference*, vol. III, pp. 643-646.
- 23) 『詳説世界史』 303 頁。
- 24) 『詳説世界史』 302 頁。
- 25) 『詳説世界史』 305 頁。
- 26) 『詳説世界史』 298 頁。
- 27) 『ソ連邦の歴史』 155-157 頁。
- 28) 『レーニン全集』 第 26 巻、51-52、250 頁。
- 29) 『ソ連邦の歴史』 160 頁。
- 30) 『ソ連邦の歴史』 175-176 頁。
- 31) 『ソヴェト連邦』 Ⅲ、254 頁。
- 32) *DBFP*, 1-II, d.n.s. 32, 34.
- 33) 『詳説世界史』 309 頁。
- 34) 『ソ連邦の歴史』 231 頁。
- 35) この戦いの詳細については、J. Piłsudski, *Pisma Zbiorowa*, t. VIII, Warszawa, 1937; D'Abernon, *Eighteenth Decisive Battle of the World, Warsaw 1920*, Connecticut, 1931.
- 36) 『レーニン全集』 第 31 巻、309 頁。
- 37) *Dokumenty i Materiały do Historii Stosunków Polsko-Radzieckich*, t. II, Warszawa, 1961, s. 679-681.
- 38) *DBFP*, 1-VIII, d.n. 51A, 59.
- 39) *DBFP*, 1-VII, d.n. 23.
- 40) *DBFP*, 1-VIII, d.n. 80, 1-IX, d.n. 410.
- 41) *DBFP*, 1-IX, d.n.s. 358, 359.
- 42) *DBFP*, 1-XI, d.n.s. 358, 359.
- 43) 『ソヴェト連邦』 Ⅲ、261 頁。
- 44) 『レーニン全集』 第 31 巻、329 頁。『ソヴェト連邦』 Ⅲ、256 頁。
- 45) 『ソヴェト連邦』 Ⅲ、231、254 頁。
- 46) 『詳説世界史』 309 頁。
- 47) 『詳説世界史』 309 頁。
- 48) 『詳説世界史』 309 頁。
- 49) 井内敏夫、池本京子訳、歴史学研究会編『世界史資料』 第 6 巻、2007 年、岩波書店、94-95 頁。
- 50) 『詳説世界史』 307 頁。
- 51) *Archiwum Akt Nowych* (Warszawa), *Ambasada RP w Berlinie*, 1506, *Do Ministra SZ od Konsulat Generalny w Królewcu*, 6 XI 1925.

- 52) *History*, p. 49.
- 53) 『詳説世界史』326頁。
- 54) ジェーン・デグラス編著、荒畑寒村他訳『コミンテルンドキュメント』第Ⅱ巻、1923-1928、現代思潮社、1970年、418頁；第Ⅲ巻、1972年、55頁。
- 55) 『詳説世界史』326頁。
- 56) *History*, p. 142.
- 57) *History*, p. 145.
- 58) 『ソヴィエト連邦』Ⅲ、346、439頁。
- 59) 『詳説世界史』329頁。
- 60) *History*, p. 147.
- 61) 『詳説世界史』330頁。
- 62) 『ソヴィエト連邦』Ⅳ、40頁。
- 63) 『詳説世界史』302、330頁。
- 64) 1939年4月30日の対ポーランド保障宣言、チェンバレンの発言（部分）は以下の通り。「すなわち、ポーランドの独立にたいして明白なる驚異が存在し、かつポーランド政府がそれにたいしてその国力をあげて抵抗することが必要であると考えような何等かの事態が発生した場合、イギリス政府はポーランド政府にたいしてその持てる力のすべての援助を与えることになるということをお知らせしなければなりません。政府はこの点においてポーランド政府に保障を与えたのです。」Public Record Office (London), British Foreign Office Papers, 371/22968, C4553/15/18. 以下FOとする。
- 65) FO371/23015, C4365/54/18.
- 66) Instytut Historyczny im. Generała Sikorskiego (London), A.11.49/W.B./1, Memo. Potockiego.
- 67) *DBFP*, 3-IV, d.n. 564.
- 68) Documents on German Foreign Policy, Series D, vol. V, Washington, 1953, d.n. 81. 八項目の提案は以下の通り。
 1. 自由市ダンツィヒはドイツに返還される。
 2. ドイツ治外法権下の、回廊横断高速道路及び複線鉄道の建設。
 3. ポーランドはダンツィヒ市内において、治外法権の道路、高速道路、鉄道、自由な使用に委ねられる港湾施設を所有する。
 4. ポーランドはダンツィヒ市内における自国商品のための市場を確保される。
 5. 両国は共通の国境線及び領土保全を相互に承認する。
 6. ドイツ、ポーランド不可侵議定書の期限は現在の10年から25年に延長される。
 7. ポーランドは防共協定に加盟する。
 8. 附属する協議条項。
- 69) Jędrzejewicz, W, ed., *Diplomat in Berlin 1933-1939*, New York, London, 1968, pp. 503-504.
- 70) FO371/22968, C4736/15/18.
- 71) FO371/22982, C13150/15/18.
- 72) Komisja Historyczna Polskiego Sztabu Głównego w Londynie, *Polskie Siły Zbrojne w Drugiej Wojnie Światowej. Kampania Wrześniowa 1939*, t. 1, Londyn, 1951, s. 99-101.

- 73) *History*, p. 147.
- 74) 『詳説世界史』 330 頁。
- 75) 『詳説世界史』 329 頁。
- 76) 『ソヴェト連邦』 IV、254 頁。
- 77) *History*, p. 121.
- 78) FO371/22968, C4497/15/18.
- 79) 『ソヴェト連邦』 IV、43 頁。

On the historical cognition of a Japanese textbook in world history for upper secondary schools

Katsuhiko MATSUKAWA

Abstract

Most authorized textbooks published in our country have been regarded absolutely correct in their contents. So the authors of the textbooks must be very careful in choosing words and expressions they use in those pages, because it has grave influences on our pupils of secondary school.

I would like to compare the differences in some world history textbooks for high school pupils which have been published and read in such countries as Japan, Soviet Union and the United Kingdom. However, I limited my research only to the interwar period which means the era between the two World Wars of the 20th century, as this is my sphere of concern.

First, we find a difference in evaluation and explanation in English school book and Japanese one concerning the October "revolution" of 1917. The Japanese textbook closely follows the interpretation of a Russian one. Both Japanese and Russian textbook tends to emphasize the explanation that the affair was caused by the support of the popular majority. They also say that the revolution was the realization of righteousness on both domestic and international fields and showed a different way of solving problems from that of old capitalism.

But a fact must be examined that the Bolshevik rule had brought disasters, for example, on the agricultural collectivization, on the national self-determination for the minorities, on the civilian life, etc. It had taken constantly antagonistic attitude against so to speak Versailles System and had attained its purpose by commencing the War on 1939 in close cooperation with Germany.

The English text book makes known different interpretations of the incidents of 1917. It helps pupils to understand comprehensively by put down the controversial theme of both sides. It seems to me more impartial and more conscientious. Without reexamining the whole process of what happened in Russia, it is impossible to understand historical meaning of the whole interwar period.

Then, concerning the explanation how the interwar period finished. According to the British official explanation, the then British Government had abandoned the appeasement policy

towards Germany when it had declared a guarantee to Poland. The Japanese textbook strangely changes its stance this time and corresponding with the British one although it was incorrect.

Our textbook, while following the Soviet explanation, cites the British one at the same time how the interwar period ends. Although the Soviet Union had vanished and the Yalta System also had disappeared, it might be said that their way of understanding history still alive in our textbook.

Keywords : high school textbook in world history, understanding of history, interwar period, Bolshevik revolution, Yalta System,